

幼児教育無償化(預かり保育) 給付までの流れ

・・・保護者の手続き

① 施設等利用給付(2・3号)認定申請 【保護者⇒区】

提出書類A
子育てのための
施設等利用給付
認定・変更申請
書(法第30条の4
第2号・第3号)

提出書類B
根拠書類
(勤務内定証明
書・母子手帳の
コピー等)
※父母両方※

就労要件、妊娠・出
産要件等の根拠書類
提出

給付を受ける
ための要件を
認定する期間

給付希望前月
までに申請

② 認定通知 【区⇒保護者】

提出書類C・Dは、認定取得者へ
直接郵送いたします。
4～9月分:9月上旬(予定)
10～3月分:3月上旬(予定)

③ 施設等利用費給付請求 【保護者⇒区】
年度に2回請求が必要です

提出書類C
私立幼稚園等施設
等利用費請求書
(必須)

提出書類D
領収書 兼
提供証明書
私立幼稚園以外
の事業も併せて
利用する方

認定を受けた人が
給付金を請求する
期間

④ 決定通知発送・口座入金 【区⇒保護者】
4～9月分 11月末
10～3月分 5月末

給付完了